

2010年9月17日

郵便事業株式会社
郵便局株式会社

パキスタン洪水災害による被災地への救援対策（取扱期間の延長）

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉眞一）及び郵便局株式会社（東京都千代田区、代表取締役会長 古川治次）では、パキスタン洪水災害の被災者に対する救援活動を支援するために、日本赤十字社あての災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施しているところですが、その取扱期間を延長します。

なお、災害義援金は、日本赤十字社を通じて、被災者の救援に役立てられます。

1 取扱条件

災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除の取扱条件は次のとおりです。

- (1) 内容品
現金
- (2) 取扱い
現金書留とするもの（現金書留以外の特殊取扱とすることはできません。）
- (3) 表示
表面の見やすい所に「救助用郵便」と記載されたもの
- (4) その他
 - ア 個人から差し出されたもの
 - イ 救助用の現金の配分について条件を付していないもの

2 取扱窓口

郵便局（簡易郵便局を含む。）及び郵便事業株式会社支店

※ 取扱窓口によって取扱時間が異なりますので、最寄りの窓口にご確認ください。

3 取扱延長期間

平成22年9月18日（土）から平成22年10月31日（日）まで

4 送付先

〒105-8521 東京都港区芝大門1丁目1番3号
日本赤十字社 「パキスタン洪水」救援金窓口

以上

【報道関係の方のお問い合わせ先】	【お客さまのお問い合わせ先】
郵便事業株式会社 総務部 広報室 電話：03-3504-9798 FAX：03-3504-9717	郵便事業株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から：0570-046-666（有料） [受付時間 平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00]
郵便局株式会社 総務部 広報室（報道担当） 電話：03-3504-4127 FAX：03-3595-0839	郵便局株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から：0570-046-666（有料） [受付時間 平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00]